

プロイセン憲法・大日本帝国憲法・日本国憲法下の政治行政機構
 議院内閣制に関する参考資料(2)

	プロイセン憲法		大日本帝国憲法		日本国憲法	
憲法の制定	1850年		1890(明治22)年		1946(昭和21)年	
政治制度の類型	帝室内閣制		帝室内閣制(政党内閣・議院内閣の慣例の時期あり)		議院内閣制	
主権者	国王		天皇		国民	
議会	議会		帝国議会		国会	
性格	国王と共同して立法権を行使する機関		天皇の立法権行使の協賛機関		国権の最高機関	
構成	第一院と第二院からなる二院制(1855年5月30日の法律により「貴族院」「代議院」と称する。)		貴族院と衆議院からなる二院制		衆議院と参議院からなる二院制	
定数	貴族院:不詳 代議院:352名(1852年)		貴族院:約400名(1946年) 衆議院:468名(1945年)		参議院:247名(2003年) 衆議院:480名(2003年)	
選挙制度	貴族院:国王の成年皇子、長子相続大財産の所有者、国王任命終身議員等 代議院:納税額によって選挙人を3つのグループに分け、各グループの投票数を同数にすることで、高額納税者に有利(三級選挙法)		貴族院:皇族・華族・勅任議員からなる。貴族院令による。 衆議院:民選(1925(大正14)年に普通選挙)		参議院:直接選挙 衆議院:直接選挙	
権限	<ul style="list-style-type: none"> 国王と共同して立法権を行使(ただし、法律の成立には国王の裁可が必要) 各議院の予算及び立法審議権 決算審査権 大臣の政治的活動の調査のための委員会 		<ul style="list-style-type: none"> 法律の成立には天皇の裁可が必要 広範な行政立法による立法権の制限 行財政の裁量権による行財政監督権の制限 条約承認権及び国政調査権はなし 		<ul style="list-style-type: none"> 唯一の立法機関として立法を行う。 首相の指名権 行政監督権、財政監督権 条約承認権、国政調査権 	
両院関係	<ul style="list-style-type: none"> 両院の権限は対等 財政法案及び予算案は、代議院先議。予算案は、貴族院によって一括して承認ないし拒絶 		<ul style="list-style-type: none"> 両院の権限は憲法上対等 衆議院に予算先議権。貴族院令・議院法により若干の差 		<ul style="list-style-type: none"> 衆議院が優越 	
内閣						
内閣の構成	<ul style="list-style-type: none"> 国王が任命権を有する大臣からなる。 		<ul style="list-style-type: none"> 天皇が専ら任命権を有する国務大臣からなる。 		<ul style="list-style-type: none"> 国会の指名に基づき天皇が任命する首相と首相が任命する17名以内の国務大臣からなる。 内閣と進退をともにする副大臣、政務官からなる。 	
兼職	<ul style="list-style-type: none"> 大臣と議員の兼職は可能。なお、両議院の議員相互の兼職は禁止だが、議員と官吏の兼職は可能 		<ul style="list-style-type: none"> 日本国民であれば国務大臣に任命可能(陸軍大臣と海軍大臣は武官から) 		<ul style="list-style-type: none"> 首相と過半数の閣僚は、議員でなければならぬ。 	
内閣の規模	<ul style="list-style-type: none"> 首相・大臣合わせて10名(1958年) 		<ul style="list-style-type: none"> 首相・国務大臣合わせて18名(1945年終戦時) 		<ul style="list-style-type: none"> 首相・国務大臣合わせて18名以内。副大臣22名、政務官26名、内閣官房副長官3名 	
内閣機能の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 内閣制度は憲法上明示的に規定されず。 内閣は国王に対して責任を負う。 		<ul style="list-style-type: none"> 内閣制度は憲法上明示的に規定されず、内閣官制による。 首相は、他の国務大臣との関係では同輩中の首席 内閣は天皇輔弼・政務処理の協議体 内閣は天皇に対して責任を負う。 		<ul style="list-style-type: none"> 首相は内閣の首長であり、閣議にかけた方針に基づいて行政各部を指揮監督する。 関係閣僚会議、閣僚懇談会等がある。 内閣は連帯して国会に責任を負う。 	
議会と内閣との関係						
不信任・解散等	<ul style="list-style-type: none"> 国王は両議院を同時に又は一方のみを解散できる。 国王は議会を停会できる(議会の同意がない場合には30日以内で同一会期は1回まで) 		<ul style="list-style-type: none"> 天皇の大権事項(内閣の輔弼による)としての衆議院の解散制度 天皇は停会を命ずることができる(議院法により15日以内) 		<ul style="list-style-type: none"> 衆議院の内閣不信任決議権 衆議院の解散制度 	
法案提出権	<ul style="list-style-type: none"> 国王の政府によって提出される法案 各議院に独自の法案提出権 		<ul style="list-style-type: none"> 政府提出法案 他の議院の提出案 議員提出法案 		<ul style="list-style-type: none"> 議員提出法案 内閣提出法案 	
議会への閣僚の出席等	<ul style="list-style-type: none"> 大臣、その代理として派遣された官吏は、各議院に参加し、議院の要求に応じて質問に応じなければならない。 各議院は、大臣の出席を求めることができる。 大臣は、議員である場合のみ、一方又は他方の議院で投票権を有する。 		<ul style="list-style-type: none"> 大臣、政府委員の発言はいつでもこれを許す。 政府委員の任命は、政府の自由(議院に通知) 常任委員会、特別委員会を開くときは、大臣、政府委員に報知しなければならない。議事日程も大臣、政府委員に送付 政府に対する質問は、30名以上の賛成が必要 		<ul style="list-style-type: none"> 国務大臣、政府委員は発言しようとするときは、議長、委員長に通告しなければならない。 政府委員の任命には、両議院の議長の承認を要する。 委員会の開会に当たって政府への報知義務なし。議事日程は公報に掲載し、議員に配付 議員は議長の許可のみで政府に質問することができる。 	
会派	代議院	貴族院	衆議院	貴族院	衆議院	参議院
会派名・所属議員数	保守派47 自由保守派44 自由派151 カトリック派57 ポーランド派18 無所属35 合計352 (1858年選挙)	不詳	立憲政友会281 憲政会109 立憲国民党29 庚申倶楽部26 無所属18 欠員1 合計464 (1920(大正9)年7月) 昭和15年に衆議院議員倶楽部のみ・昭和17年に翼賛政治会のみとなった。	研究会143 公正会65 茶話会48 交友倶楽部44 同成会30 無所属67 合計397 (1920(大正9)年7月)	自民243 民主無所ク116 公明31 自由22 共産20 社民18 保守新10 無所属16 欠員4 合計480 (2003年6月)	自民保守新116 民主新緑60 公明24 共産20 国会改革連絡会14 社民6 無所属7 合計247 (2003年6月)